

第 3 9 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和解)

事 件 の 表 示 平成 1 2 年(初)第 1 5 号

平成 1 4 年(初)第 1 1 号

期 日 平成 2 0 年 3 月 2 5 日 午 前 1 0 時 3 0 分

場 所 等 高知地方裁判所民事部準備手続室(電話会議の方法による)

受 命 裁 判 官 新 谷 晋 司

裁 判 所 書 記 官 廣 瀬 昌 子

出頭した当事者等

原 告

同

同

原告ら代理人 井 上 善 雄

(0 6 - 6 2 0 2 - 5 0 5 0)

被告ら代理人 行 田 博 文

1 5 号事件被告ら代理人兼 1 1 号事件被告ら復代理人

和 田 高 明

当 事 者 の 陳 述 等

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

高知市

原 告

高知市

原 告

高知市

原 告

高知市

原告

上記 4 名 訴訟代理人 弁護士

井 上 善 雄

高知市

1 5 号 事件 被告 兼 1 1 号 事件 被告

橋 本 大 二 郎

高知県

1 5 号 事件 被告 兼 1 1 号 事件 被告

川 村 龍 象

高知市

1 5 号 事件 被告 兼 1 1 号 事件 被告

前 田 英 博

高知市

原告
1 5 号 事件 被告

山 本 卓

高知市

1 5 号 事件 被告

河 野 八 朗

高知市

1 5 号 事件 被告

吉 良 正 人

高知県

1 5 号 事件 被告

高 橋 淳 一

高知市

1 5 号 事件 被告

宮 地 照 八

東京都

1 5 号 事件 被告

中 西 穂 高

高知市

1 5 号 事件 被告

起 塚 昌 明

1 5 号 事件 被告 訴訟代理人 兼 1 1 号 事件 被告 訴訟代理人 弁護士

行 田 博 文

1 5 号 事件 被告 訴訟代理人 兼 1 1 号 事件 被告 訴訟復代理人 弁護士

第2 請求の表示

1 請求の趣旨

(1) 平成12年(初)第15号事件

ア 被告橋本大二郎，同山本卓，同吉良正人及び同高橋淳一は，高知県に対し，連帯して，14億4350万円及びこれに対する平成12年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告橋本大二郎，同山本卓，同川村龍象，同宮地照八，同中西穂高及び同前田英博は，高知県に対し，連帯して，9億8170万円及びこれに対する平成12年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 被告橋本大二郎，同山本卓，同川村龍象及び同前田英博は，高知県に対し，連帯して，2億円及びこれに対する平成12年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

エ 被告橋本大二郎，同河野八朗，同起塚昌明及び同前田英博は，高知県に対し，連帯して，11億9850万円及びこれに対する平成12年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 平成14年(初)第11号事件

被告橋本大二郎，同川村龍象及び同前田英博は，高知県に対し，連帯して，2180万円及びこれに対する被告橋本大二郎及び同前田英博については平成14年7月3日から，被告川村龍象については平成14年7月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 請求の原因

(1)ア 高知県は，協業組合モード・アバンセ（以下「アバンセ」という。）に対し，以下の①ないし⑨記載の支出負担行為（契約）に基づき，各記載の金額の貸付けを行った。

- ① 平成7年3月27日支出負担行為 金額4億9100万円
- ② 平成8年3月29日支出負担行為 金額9億5250万円
- ③ 平成8年9月25日支出負担行為 金額6億1900万円
- ④ 平成8年11月11日支出負担行為 金額2億円
- ⑤ 平成8年12月10日支出負担行為 金額1億8450万円
- ⑥ 平成9年4月1日支出負担行為 金額10億350万円
- ⑦ 平成9年12月18日支出負担行為 金額2億円
- ⑧ 平成10年4月1日支出負担行為 金額12億円
- ⑨ 平成11年4月1日支出負担行為 金額11億9850万円

イ 高知県は、平成10年11月10日、アバンセを債務者として、福岡県直方市所在の物件に設定していた根抵当権につき、高知県の第1順位の根抵当権と、同土地に直方信用金庫が設定した第2順位の根抵当権との根抵当権の順位の変更に合意した。

また、高知県は、同年11月9日、アバンセを債務者として、奈良県生駒市所在の物件に設定していた根抵当権につき、高知県の第1順位の根抵当権と、同土地に高知県信用保証協会が設定した第2順位の根抵当権との根抵当権の順位の変更に合意した。

- (2) 高知県の住民である原告らは、アバンセへの前記各貸付け及び根抵当権の順位の変更は違法な公金の支出ないし財産の管理を怠る事実にあたり、高知県に損害を与えたとして、同貸付けに関与した被告らに対し、平成14年法律第4号による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）242条の2第1項4号の手続により、それぞれ、以下の(3)アないしオの各請求を行った。

(3)ア 請求の趣旨(1)ア

請求の原因(1)ア①及び②の貸付けについて、同貸付けは違法な公金の支出であり、高知県に損害を与えたとして、支出負担行為ないし支出命令の

決裁者（①の貸付けについては15号事件被告山本卓（以下「被告山本」という。）及び15号事件被告高橋淳一（以下「被告高橋」という。）、②の貸付けについては被告山本）については、旧法243条の2に基づき、15号事件被告兼11号事件被告橋本大二郎（以下「被告橋本」という。）については、前記各貸付けについて、本来の決裁権者としての義務及び部下の指導監督の義務を怠ったとして、不法行為に基づき、各支出負担行為ないし支出命令に捺印したそれ以外の者（①の貸付けについては15号事件被告吉良正人、②の貸付けについては被告高橋）については、不法行為に基づき、連帯して損害を賠償するよう請求した。

イ 請求の趣旨(1)イ

請求の原因(1)ア③ないし⑥の貸付けについて、同貸付けは違法な公金の支出であり、高知県に損害を与えたとして、支出負担行為の決裁者（③ないし⑤の貸付けについては被告山本、⑥の貸付けについては15号事件被告兼11号事件被告前田英博（以下「被告前田」という。））に対しては、旧法243条の2に基づき、被告橋本については、前記各貸付けについて、本来の決裁権者としての義務及び部下の指導監督の義務を怠ったとして、不法行為に基づき、③ないし⑤の支出負担行為に捺印した15号事件被告兼11号事件被告川村龍象（以下「被告川村」という。）及び15号事件被告宮地照八並びに⑥の貸付けに係る原資貸付伺に捺印した15号事件被告中西穂高については、不法行為に基づき、連帯して損害を賠償するよう請求した。

ウ 請求の趣旨(1)ウ

請求の原因(1)ア⑦の貸付けについて、同貸付けは違法な公金の支出であり、高知県に損害を与えたとして、支出負担行為の決裁者である被告山本及び支出命令の決裁者である被告前田に対しては、旧法243条の2に基づき、被告橋本については、同貸付けについて、本来の決裁権者としての

義務及び部下の指導監督の義務を怠ったとして、不法行為に基づき、同支出負担行為に捺印した被告川村については、不法行為に基づき、連帯して損害を賠償するよう請求した。

エ 請求の趣旨(1)エ

請求の原因(1)ア⑧及び⑨の貸付けについて、前記各貸付けは違法な公金の支出であり、高知県に損害を与えたとして、前記各貸付けの支出負担行為及び支出命令の決裁者である被告前田に対しては、旧法243条の2に基づき、被告橋本については、同貸付けについて、本来の決裁権者としての義務及び部下の指導監督の義務を怠ったとして、不法行為に基づき、⑨の貸付けに係る原資貸付伺に捺印した15号事件被告河野八朗及び15号事件被告起塚昌明については、不法行為に基づき、連帯して損害を賠償するよう請求した。

オ 請求の趣旨(2)

前記各根抵当権の順位変更行為について、同順位変更行為は、違法な行為であるとして、同行為の決裁権者である被告前田に対しては、旧法243条の2に基づき、被告橋本については、同順位変更について、本来の決裁権者としての義務及び部下の指導監督の義務を怠ったとして、不法行為に基づき、被告前田の上司として、「(根) 抵当権設定変更について(伺)」に捺印した被告川村に対しては、不法行為に基づき、連帯して損害を賠償するよう請求した。

第3 和解条項

本日、原告らと被告らは、平成7年以来の高知県高度化資金制度によるアバンセへの貸付金及び県単独融資(やみ融資)による平成12年以来の公金支出返還請求事件について、裁判所の和解勧告のとおり下記の内容で和解する。

- 1 被告ら全員は、高知県のアバンセに対する高度化資金融資及び単独融資(やみ融資)によって高知県に多額の損害を与えただけでなく、単独融資について

は、高知県の職員であった被告山本、被告川村及び訴外（元被告）都築弘一が背任罪として起訴され、平成19年8月28日に最高裁判所で有罪が確定するなど、高知県民の県行政に対する深刻な不信を招くに至ったことについて、直接・間接に関わり、またこれらを監督、是正すべき立場にあったものとして改めて重く受け止め、反省し、深く高知県民に陳謝する。

現在も高知県の職員である被告らは、その職務を行うにあたり、このような事態を再発させないよう心掛け、不断の努力を払うことを誓約する。

- 2 被告らは、高知県に対し、連帯して、高知県への損害補填金の一部として金2000万円を、平成20年4月末日限り、高知県に持参又は送金して支払う。

なお、上記金2000万円につき、被告らが各々負担する金員を、被告橋本については金1000万円、被告橋本を除くその余の被告らについては連帯して金1000万円とする。

- 3 被告らが、前項の金員の支払いを怠ったときは、被告らは、高知県に対し、連帯して、金2000万円から既払金を控除した残金に金2000万円を加算した金員を直ちに支払う。

- 4 被告らは、原告らに対し、8年にわたる本件訴訟のために原告らが要した一切の訴訟費用（弁護士費用を含む）として金500万円の支払義務があることを認め、連帯して、これを平成20年4月末日限り、りそな銀行北浜支店の
弁護士井上善雄名義の普通預金口座（口座番号 に振り込む方
法により支払う。

- 5 被告らが、前項の金員の支払いを怠ったときは、被告らは、原告らに対し、連帯して、前項の金員から既払金を控除した残金に金500万円を加算した金員を直ちに支払う。

- 6 原告らは、15号事件被告らに対する本件訴えを取り下げ、15号事件被告らは、この取下げに同意する。

- 7 原告らは、11号事件被告らに対する本件訴えを取り下げ、11号事件被告らは、この取下げに同意する。
- 8 原告ら及び被告らは、原告らと被告らとの間には、この和解条項に定めるもののほかに債権債務がないことを相互に確認する。
- 9 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 廣 瀬 昌 子

これは正本である。

平成20年3月26日

高知地方裁判所
裁判所書記官

廣 瀬 昌 子

